

上松町高校生通学費等助成制度のご案内

高校生の保護者の皆さんへ

上松町では、子育て支援として、高校生が公共交通機関を利用して通学している生徒、及び下宿等をしている生徒の保護者の方に対して、通学費用等の一部を補助しています。

○ 補助対象となる方

町内に居住している、高校生の保護者の方が対象です。
また、通学が困難で下宿（寮）生活されている高校生の保護者の方も対象となります。

○ 対象となる経費

公共交通機関を利用し、高等学校へ通学するために購入した通学定期券の購入費が対象です。
下宿等で生活し、高等学校へ通学している方は、上松駅もしくは倉本駅から学校最寄りの駅までの通学定期券を購入したとみなした場合の相当額を経費とします。

○ 対象となる期間

- ・高等学校の在籍期間中が対象期間となります。
- ・毎年度、4月～3月分として購入した通学定期券代が助成の対象となります。

○ 助成額

- ・通学定期券の購入額の1/2です。（100円未満は切捨て）
- ・ただし、助成金の限度額は、年額で45,000円までとなります。
（購入額の合計が9万を超えた場合は、4万5千円までの助成となります。）

○ 申請方法

- ・「上松町高校生通学費等助成交付申請書兼請求書」に次の関係書類を添えて申請して下さい。
 - （1）在学証明書又は学生証の写し（初回申請時のみ）
 - （2）振込口座の確認のできる通帳等の写し（初回申請時及び変更時）
*保護者への補助のため、口座名義人は申請者（保護者）本人としてください。
 - （3）購入した通学定期券の写し（通学定期券の購入者のみ）※
 - （4）下宿等の契約書など、確認のできる書類の写し（下宿等の場合のみ）

※通学定期券のコピーについて※

定期券は次回購入時に駅で使用済みの定期券を回収されてしまうため、購入した時にコピーを取って保存して下さい。（スマホ写真のみは不可です。プリントをお願いします。）
購入する月数や回数はそれぞれですが、年度内でしたら都合のよいときにまとめて申請できます。

○ 申請期間

- ・定期券購入後、年度内であれば申請が出来ます。
但し、高校在籍期間中までとなり、卒業後は申請できませんのでご注意ください。

○ 留意事項

- ・通学費用にかかる他の補助、助成を受けている方は、重複しての助成金は受け取れません。
- ・虚偽の申請等により、不正に助成金を受けた時は、助成金の返還をしていただきます。
- ・詳しくは上松町ホームページに掲載をしておりますのでご覧ください。

※お問合せ先 上松町教育委員会事務局 総務教育係 52-4900